

＜ 商品概要説明書 ＞

株式会社 百五銀行

通知預金

(2016年1月4日現在)

項目	内容
1. 商品名	●通知預金
2. 販売対象	●法人および個人
3. 期間	●定めなし ※ただし、7日間の据置期間が必要です
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	●一括預入 ●50,000円以上 ●1円単位
5. 払戻方法	●解約時に一括して払戻します ※ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の入手方法	●毎日の店頭表示の利率を適用します(変動金利) ●解約時に一括して支払います ●付利単位を10,000円とした1年を365日とする日割計算 【個人のお客さま】利息の20.315%(国税15.315%、地方税5%)が分離課税されます ※復興特別所得税が付加されております 【法人のお客さま】総合課税となります ●金利については窓口でお問い合わせください
7. 手数料	●不要です
8. 付加できる特約事項	●少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまはマル優の取扱いができます
9. 中途解約時の取扱い	●据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します
10. その他参考となる事項	●この預金は、預金保険制度の対象商品です ※1人あたり元本1,000万円までとその利息などが保護されます
11. 当行が契約している 指定紛争解決機関	●一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772